

北上市告示乙第72号

地方自治法第260条の2第1項の規定により、平成12年12月21日付けで認可した地縁による団体（中才公民館 北上市立花6地割10番地）について、同条第11項の規定により告示事項の変更届が提出されたので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月7日

北上市長 高橋敏彦

告示した事項のうち変更のあった事項及びその内容

1 変更事項

代表者に関する事項

2 変更内容

変更前 氏名 軽石孝朗

住所 北上市立花6地割54番地2

変更後 氏名 菅原豊

住所 北上市立花9地割52番地